

7月1日から

# 福祉医療の受給者証を更新します

福祉医療とは、乳幼児や小・中学生、母子家庭、障害のある方、一定の要件を満たした高齢者などの皆さんの医療保険診療における自己負担分の一部を、県と市で助成する制度です。

《問合せ》市民課  
☎21-9061または各振興局市民福祉課

6月下旬に新しい受給者証を郵送します



有効期間が6月30日(金)までの「福祉医療費受給者証」(ライトグリーン色)を持ち、引き続き受給資格のある方には、6月下旬に新しい受給者証(サーモンピンク色)を郵送します。

7月以降は、新しい受給者証を健康保険証と併せて医療機関などに提示してください。

また、所得制限などで受給対象とならなかった方には、

非該当の通知を郵送します。  
※2年以上続けて非該当となる方には、送付希望がない場合通知書を送付しません。

新たに受給資格を有する方へ

次の方は、新たに受給資格を有しますので、問合せ窓口で申請してください。

▼昨年まで所得制限などで非該当となっていたが、7月1日から該当する方

▼その他、受給資格要件を満たしているが、未申請の方  
※申請手続きには、印鑑、健康保険証等が必要です。

1月2日以降に転入した方等へ

1月2日以降に転入した方(本人、配偶者、扶養義務者)および市外に住んでいる扶養義務者は、平成29年度所得課税証明書(平成28年中の所得)の提出が必要です。

※所得課税証明書は、平成29年1月1日現在で住所がある

## 《福祉医療費助成制度》(7月1日から)

制度	対象者	所得制限 (平成28年中の所得)	一部負担金			
			区分	自己負担割合	負担限度月額	
高齢期移行助成	65~69歳	世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方※1	Ⅱ ※2	2割	外来	12,000円
					入院	35,400円
			Ⅰ ※2	2割	外来	8,000円
					入院	15,000円
母子家庭等医療	18歳(高校等在学中は、20歳)到達後の最初の3月末日までの母子(父子)家庭の子とその保護者または遺児	児童扶養手当が全部支給(満額支給)される方。低所得者は一部支給基準内であれば対象※6	【一般】		外来※3	800円
			【低所得】		入院※5	3,200円
			【一般】		外来※3	400円
			【低所得】		入院※5	1,600円
重度障害者医療	・身体障害者手帳1・2級の方 ・療育手帳A判定の方 ・精神障害者保健福祉手帳1級の方	本人や扶養義務者等の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	【一般】		外来※3	600円
			【低所得】		入院※5	2,400円
高齢重度障害者医療	重度障害者医療の資格要件を満たす後期高齢者医療制度の被保険者		【一般】		外来※3	400円
			【低所得】		入院	1,600円
乳幼児等医療	小学3年生以下の子ども	扶養義務者の市民税所得割の合計額が、23万5千円未満であること	—	—	外来※3	400円
こども医療	小学4年生~中学生	(0歳児は所得制限なし)	—	—	入院	無料
			—	—	外来※4	2割負担 1,600円
			—	—	入院	無料

- ※1 昭和27年7月1日生まれ以降の方は、次のいずれかの要件を満たす方が対象  
【区分Ⅰ】世帯員全員に所得がない方 【区分Ⅱ】上表の所得制限に加えて要介護2以上の方
- ※2 昭和24年6月30日以前生まれの方は、【区分Ⅱ】2割負担(外来8,000円、入院24,600円)【区分Ⅰ】1割負担(外来8,000円、入院15,000円)
- ※3 外来の自己負担限度額は、1医療機関・1薬局ごと(月2回まで)
- ※4 こども医療の外来の自己負担限度額は、2割負担で、1医療機関・1薬局ごと1,600円まで
- ※5 母子家庭等・重度障害者医療の中学生以下の入院は、医療機関で自己負担限度額を支払い後、申請で自己負担限度額分を払い戻し
- ※6 低所得とは、所得制限基準の判定対象となる方の全員が市民税非課税者で、年金収入を加えた所得80万円以下の方



った市区町村で入手してください。

### 自己負担の注意点

- ▼兵庫県外の医療機関では受給者証は使用できません。いったん健康保険の自己負担額を医療機関窓口で支払った後、問合せ窓口で領収書等を持参し、福祉医療費の支給申請をしてください。
- ▼健康保険適用外の費用(健康診断・予防接種・入院時の差額ベッド代・食事代など)は、助成対象外です。
- ▼学校(保育所、幼稚園、小・中学校等)管理下で生じたけが等、災害共済給付の対象となる場合は、助成対象外です。
- ▼他の公費負担医療の給付を受ける場合は、助成対象外です。

### 届け出のお願い

転居、転出、世帯構成の異動、修正申告等があった場合は、受給資格が変わる可能性があるため、届け出が必要です。



## 老人医療費助成制度を廃止し、高齡期移行助成制度を創設します

老人医療費助成制度を廃止し、新たに高齡期移行助成制度を創設します。65歳から69歳までの方で、本人を含む世帯員全員に所得がない方と、一定の所得以下で身体的理由等から日常生活動作が自立できない方(要介護2以上)を特

別な配慮が必要な方として医療費を助成します。なお、老人医療費助成制度の資格対象者(昭和27年6月30日以前生まれの方)は、70歳になるまで高齡期移行助成制度に移行し引き続き助成を受けることができます。

### 高齡期移行助成制度

- ▼開始 7月1日(土)～
- ▼内容 助成内容は老人医療と変更ありません。
- ▼対象
  - ▽誕生日が昭和27年7月1日以降の方で、次のいずれかの要件を満たす方
    - 【区分Ⅰ】世帯員全員が市民税非課税であり、世帯員全員に所得がない方(年金のみの場合は年金収入80万円以下)
    - 【区分Ⅱ】世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下で要介護2以上の方
  - ▽誕生日が昭和22年7月2日～27年6月30日の方で次のいずれかの要件を満たす方
    - 【区分Ⅰ】世帯員全員が市民税非課税であり、世帯員全員に所得がない方(年金のみの場合は年金収入80万円以下)
    - 【区分Ⅱ】世帯員全員が市民税非課税であり、かつ対象者本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の方
- ▼その他 老人医療受給者証をお持ちの方は、申請手続きは不要です。6月下旬に新しい受給者証を郵送します。

## 日曜納税相談・インターネット公売

### 日曜納税相談

納税(市税)の悩みごとを何でも相談してください。納付もできます。

- ▼日時 6月4日(日)午前10時～午後3時
- ▼場所 本庁舎 1階 税務課収税係

### インターネット公売

市税などの滞納処分で差し押さえた財産を次のとおり公売します。

- ▼対象 国税徴収法で規定される場合など一部の例外を除き、20歳以上の方であれば、原則誰でも参加できます。ただし、公売保証金の納付が必要となります(公売保証金不要物件を除く)
- ▼公売方法 インターネットを利用した競り売り
- ▼参加申込期間 5月26日(金)午後1時～6月12日(月)午後11時
- ▼競り売り期間 6月19日(月)午後1時～6月21日(水)午後11時
- ▼代金納付期限 6月29日(木)午後3時

- ▼公売物件 フットサルゴールなど10点(予定)
- ▼申込み インターネットからの参加(6月19日(月)公開予定)

http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/hyg\_toyooka\_city

### 下見会

公売物件を実際に見ることができると下見会を開催します。落札した物件は返品することができませんので、事前によく見て参加してください。

- ▼日時 6月4日(日)午前10時～午後3時
- ▼場所 本庁舎 1階

※大型物件は下見会に展示しません。下見を希望の方は、問い合わせてください(日程などを調整します)。

- ▼その他 次のサイトでも公売に関する情報を提供しています。

- ▽市ホームページ
- ▽ヤフー株式会社の公売システム

《問合せ》税務課  
☎ 23-11118

